

地方独立行政法人大阪市博物館機構寄附金等規則

平成 31 年 4 月 1 日
大阪市博物館機構規程第 51 号

(目的)

第 1 条 この規則は、地方独立行政法人大阪市博物館機構（以下「法人」という。）が受け入れる寄附金等について、その取扱いに関し必要な事項を定め、適正な運用に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において、「寄附金等」とは、法人における業務の推進を目的に寄附される現金、有価証券及び次の各号に定める現物をいう。

- (1) 土地
- (2) 建物
- (3) 車両運搬具
- (4) 機械装置
- (5) 工具器具備品
- (6) 図書

(充当経費)

第 3 条 寄附金等は次の各号に定める経費に充てることができる。

- (1) 法人の研究に要する経費
- (2) 法人の施設・設備の整備に要する経費
- (3) その他法人の業務遂行に要する経費

(受入れの制限等)

第 4 条 次の各号に掲げる条件の付されている寄附金等は、これを受け入れることができない。

- (1) 寄附金等により取得した財産を無償で寄附者に贈与すること
- (2) 寄附金等による研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権その他これらに準ずる権利を寄附者に譲渡し、又は使用させること
- (3) 寄附者が寄附金等の使途について調査を行い、又は使途について報告を求めること
- (4) 寄附申込み後、寄附者の意思により寄附金等の全部又は一部を取り消すことができること
- (5) 研究上支障があると認められる条件

(6) その他法人の業務遂行に支障があると認められる条件

(申込み)

第5条 寄附金等の申込みは、寄附申出書により受付けるものとする。

2 各館等の長は、寄附金等の申込みを受け付けたときは、経理責任者を通じて理事長に報告するものとする。

(受入れの決定等)

第6条 理事長は、寄附金等の申込みがあったときは、寄附金等の使途目的が法人の業務遂行上、有意義であり、かつ、支障がないと認められるものについて、受入れることができるものとする。

2 理事長は、受入れの決定をしたものについては、理事会に報告するものとする。

(使途変更等)

第7条 理事長は、各館等の長から寄附目的を達成し、残額が生じ、他の使途目的に使用する旨の申請があったときは、適当と認められる場合に限り当該申請を承認するものとする。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則を実施するために必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。